

森林整備保全事業 I C T 活用工事（土工） 試行実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、高知県林業振興・環境部が発注する森林土木工事において、「ICT 活用工事（土工）」（以下、ICT 土工という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（ICT 活用工事）

第 2 条 ICT 活用工事とは、以下の①～⑤の施工プロセスにおいて ICT を活用する工事である。ICT 土工は、第 4 条に定める「施工者希望型」とし、②④⑤の段階を必須とし、①③の段階は受注者の希望によることとする。

受注者の希望により、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床掘）に I C T 施工技術を活用する場合は各実施要領及び積算要領を参照すること。

① 3 次元起工測量

起工測量において、次の 1) ～ 8) の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での 3 次元納品データが活用できる場合は、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、I C T 活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K－G N S S を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の 3 次元計測技術による起工測量

② 3 次元設計データ作成

設計図書や①で得られた測量データを用いて、3 次元出来形管理等を行うための 3 次元設計データを作成する。

③ I C T 建設機械による施工

②で作成した 3 次元設計データを用い、次の 1) ～ 4) に示す I C T 建設機械により施工を実施する。ただし、施工現場の環境条件により、③ I C T 建設機械によ

る施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。

- 1) 3次元マシンコントロールブルドーザ
- 2) 3次元マシンコントロールバックホウ
- 3) 3次元マシンガイダンスブルドーザ
- 4) 3次元マシンガイダンスバックホウ

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③の施工における出来形管理及び品質管理は、次の 1) ～11) に示す方法により行うものとする。

＜出来形管理＞

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) T S 等光波方式を用いた出来形管理
- 4) T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 5) R T K－G N S S を用いた出来形管理
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工）
- 9) 地上写真測量を用いた出来形管理（土工）
- 10) その他の 3次元計測技術を用いた出来形管理

＜品質管理＞

11) T S ・ G N S S による締固め回数管理

ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。

⑤ 3次元データの納品

④による施工管理データを工事完成図書として納品する。

（対象工事）

第3条 I C T 活用工事の対象工事は、「森林整備保全事業工事工種体系」における以下の工種において、1,000m³以上の土工量を含む工事を対象とし、工事条件等から施工性を勘案し、発注者が決定するものとする。

なお、1,000m³以上の土工量とは、土の移動量の合計が 1,000m³以上のものとし、例えば、掘削土量 500m³、盛土土量 500m³の土工量は 1,000m³と数える。

なお、各施工プロセスで活用する I C T 施工技術は国土交通省が定めた要領等に

準拠することとする。

(1) 治山土工、海岸土工

- ・掘削工
- ・盛土工
- ・法面整形工

(2) 林道土工

- ・掘削工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

(発注)

第4条 発注は、施工者希望型で実施し、入札公告にICT活用工事の対象であることを明示するとともに、特記仕様書（別紙1「施工者希望型」）を添付することとする。

「施工者希望型」とは、第2条①～⑤の施工プロセスにおいて、②「3次元設計データ作成」、④「3次元出来形管理等の施工管理」、⑤「3次元データの納品」は必ず行うこととし、①「3次元起工測量」は受注者の希望により選択し、③「ICT建設機械による施工」は治山土工、海岸土工を行う場合のみ受注者の希望により選択するものとする。

(積算)

第5条 実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「高知県森林整備保全事業に係る積算基準（高知県林業振興・環境部）」及び「森林整備保全事業 ICT 活用工事試行実施要領等について（林野庁）」等を用いるものとする。

発注者は、発注に際して「高知県森林整備保全事業に係る積算基準（高知県林業振興・環境部）」等に基づく積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者の希望によりICT活用工事を実施する場合、別紙「森林整備保全事業ICT活用工事（土工）試行積算要領」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、林道土工が対象となる工事では、第2条③「ICT建設機械による施工」は積算計上を行わない。

ICT土工において、経費の計上が適用となる3次元測量は、伐採及び伐開後の以下の1)～5)とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた起工測量

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費（以下、3次元計測技術を用いた出来形管理経費）の計上方法については、変更契約時に共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2
- ・ 現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、ICT土工において、3次元計測技術を用いた出来形管理経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～5)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

それ以外のICT活用工事（土工）試行実施要領に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

「施工者希望型」

実施設計は、ICT土工によらない従来の積算基準により積算し、ICT活用工事に必要な費用は、設計変更で計上するものとする。

（ICT活用工事の実施手続）

第6条 受注者は、ICT活用工事の施工に先立ち「工事条件変更等確認要求書」により発注者に確認の請求を行い、発注者は、ICT活用工事の内容を確認した結果を受注者に通知するものとする。

（監督・検査）

第7条 ICT活用工事を実施した場合の監督・検査は、県又は国土交通省が定めたICT
土工等に関する基準を参考に受発注者が協議のうえ行うものとする。

(工事成績評定)

第8条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価する。

附 則

この要領は、令和5年1月4日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

(別紙 1)

高知県林業振興・環境部発注工事における森林整備保全事業
I C T活用工事（土工）「施工者希望型」に関する特記仕様書

(適用)

第 1 条 本工事は、受注者が 3 次元データ等を活用する「森林整備保全事業 I C T活用工事（土工）」（以下、「I C T土工」という）であり、本工事の実施にあたっては、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書等によるほか、森林整備保全事業 I C T活用工事（土工）試行要領及び本仕様書によるものとする。

(I C T 活用工事)

第 2 条 I C T 活用工事とは、以下の①～⑤の施工プロセスにおいて I C T を活用する工事である。I C T 土工は「施工者希望型」とし、②④⑤の段階を必須とし、①③の段階は受注者の希望によることとする。

受注者からの提案・協議により、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床掘）に I C T 施工技術を活用する場合はそれぞれ実施要領及び積算要領を参照すること。

① 3 次元起工測量

起工測量において、次の 1) ～ 8) の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) T S 等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K－G N S S を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の 3 次元計測技術による起工測量

② 3 次元設計データ作成

設計図書や①で得られた測量データを用いて、3 次元出来形管理等を行うための 3 次元設計データを作成する。

③ I C T 建設機械による施工

②で作成した 3 次元設計データを用い、次の 1) ～ 4) に示す I C T 建設機械に

より施工を実施する。ただし、施工現場の環境条件により、③ I C T 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。

- 1) 3次元マシンコントロールブルドーザ
- 2) 3次元マシンコントロールバックホウ
- 3) 3次元マシンガイダンスブルドーザ
- 4) 3次元マシンガイダンスバックホウ

④ 3次元出来形管理等の施工管理

③の施工における出来形管理及び品質管理は、次の1)～11)に示す方法により行うものとする。

＜出来形管理＞

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) T S 等光波方式を用いた出来形管理
- 4) T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 5) R T K - G N S S を用いた出来形管理
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理（土工）
- 9) 地上写真測量を用いた出来形管理（土工）
- 10) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

＜品質管理＞

- 11) T S ・ G N S S による締固め回数管理

ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。

⑤ 3次元データの納品

④による施工管理データを工事完成図書として納品する。

（ICT 活用工事の実施手続）

第3条 受注者は、I C T 活用工事の施工に先立ち「工事条件変更等確認要求書」により発注者に確認の請求を行い、発注者は、I C T 活用工事の内容を確認した結果を受注者に通知するものとする。

(設計積算)

第4条 実施設計及び変更設計に使用する積算基準は、「高知県森林整備保全事業に係る積算基準（高知県林業振興・環境部）」及び「森林整備保全事業 ICT 活用工事試行実施要領等について（林野庁）」等を用いるものとする。

発注者は、発注に際して「高知県森林整備保全事業に係る積算基準（高知県林業振興・環境部）」等に基づく積算を行い発注するものとするが、契約後の協議において受注者の希望により ICT 活用工事を実施する場合、別紙「森林整備保全事業 ICT 活用工事（土工）試行積算要領」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、林道土工が対象となる工事では、第2条③「ICT 建設機械による施工」は積算計上を行わない。

ICT 土工において、経費の計上が適用となる3次元測量は、伐採及び伐開後の以下の1)～5)とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた起工測量

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費（以下、3次元計測技術を用いた出来形管理経費）の計上方法については、変更契約時に共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設費率補正係数 : 1.2
- ・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、ICT 土工において、3次元計測技術を用いた出来形管理経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～5)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、それ以外の森林整備保全事業 ICT 活用工事（土工）試行実施要領（林野庁）に示された出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(監督・検査)

第5条 ICT活用工事を実施した場合は、県又は国土交通省が定めたICT土工等に関する基準により行うものとする。

なお、工事検査の実施にあたって必要となる機器類は、受注者がこれを準備するものとする。

(工事成績評定)

第6条 ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価する。

(現場見学会等の実施)

第7条 受注者は、発注者が本工事の工事現場でICT活用工事見学会等を実施する場合は、協力しなければならない。

(調査等への協力)

第8条 受注者は、発注者がICT活用工事の効果を確認するために調査等を行う場合は、協力しなければならない。また、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第9条 ICT活用工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。